補助対象設備に関する貸与料金の算定根拠明細書

年 月 日

(あて先) 市原市長

 申請者
 住
 所

 (リース事業者)
 名
 称

 代表者職・氏名
 電
 話
 番

申請者 住 所 (リース先) フ リ ガ ナ 氏 名 電 話 番 号

補助対象事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。 また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

記

		補助金額			リース料総額		
対象設備	リース期間	※前払金を含む、税抜き金				えき金額	
	(月数)	市原市住宅	国の補助金	合計(c)	補助金なし	補助金あり	差額(f)
		用設備等脱	(b)	((a) + (b))	の場合(d)	の場合(e)	((d)-(e))
		炭素化促進					
		補助金(a)					
	か月	田	円	円	円	円	円

(注意事項)

- ・ 補助金ありの場合のリース料総額(e) 又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- ・ 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- ・ 市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- ・ リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。